

## 「第36回法定協議会」傍聴記

大都市制度(特別区設置)協議会が7月31日16時30分から大阪市役所で開催された。今回も別室で「モニター傍聴」した。モニターでは臨場感に乏しく、ぼーっと傍聴している感じである。今日は傍聴者も少ないので、特別委員会室で「生」で傍聴できないか担当者に問い合わせたが。

会議は遅れて開始したが、その説明もないまま、写真の議事が進められた。6月19日の第35回法定協で議決された大阪市廃止・特別区設置の協定書案が総務省に送られ、28日付で「特段の意見はありません」との総務大臣の意見が寄せられた。それにより協定書が、法定協の今井会長から知事・市長に手渡された。まさに型通りのセレモニーである。

知事は「成長する大阪を」など意味不明の発言。市長は「制度上問題ない、制度として成り立つ」という回答をもらい、二度と府市が対立しない制度をつくるなどと発言した。この松井発言は問題である。

総務省は「制度として成り立つ」などの評価をしていない。協定書案について「特段の意見はありません」とは、身近な例で言えば、役所への提出書類に不備はないという回答と同じだ。5年前も「特段の意見はありません」と今回と同じ意見であったが、当時の橋下徹市長は国から「お墨付きをもらった」と吹聴したという。

今井会長が読みあげた総務大臣のコメント(なぜか、資料に入っていない)には、次のように書かれている。

「特別区を設置することについては、行政サービスを提供する主体である地方公共団体の法人格に関するものであり、自らの地域のあり方を決める極めて重要な問題です。総務大臣意見は、特別区設置に関する判断をするものではなく、その成否については法令の手続きに従い地域の判断に委ねられているものであり、住民の皆さまの判断に資するよう、協議会や大阪府議会、大阪市議会などにおいて、関係者間の真摯な議論が行われることを期待しています」

総務大臣コメントからも、松井市長の発言が間違っていることは明らかである。議会で関係者間の真摯な議論が期待されているが、大阪市議会では少数会派が代表質疑から排除されるという。地域の判断に委ねられると言うが、住民に判断材料は示されているのだろうか。コロナ禍で住民説明会などは可能なのだろうか。次々と疑問が出てくる。

(2020年8月1日)

